

徳島市中心市街地活性化基本計画変更（案） 変更一覧

1 事業内容の変更

(1) 狭あい道路整備事業

整備計画を変更し、実施期間を延長したため、事業実施時期を変更する。

- ・事業実施時期「R4～R5」⇒「R4～R8」

(2) 老朽管更新事業

水道整備・管理業務が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、支援措置及び支援措置の実施時期を変更する。

- ・支援措置及び支援措置の実施時期
「生活基盤施設耐震化等交付金（R3～R7）」⇒「防災・安全交付金（R6～R10）」

(3) 公民連携プラットフォームの運用

交付金計画が採択されたことに伴い支援措置を追加する。

- ・支援措置「デジタル田園都市国家構想交付金（R5～R7）」

(4) 中小企業販路拡大支援事業（専門家相談事業）

交付金計画が採択されたことに伴い支援措置を追加する。

- ・支援措置「デジタル田園都市国家構想交付金（R4～R6）」

(5) リノベーションまちづくり推進事業

一定の成果を得られたため事業を終了する。

- ・事業実施時期「R2～」⇒「R2～R5」
- ・支援措置の実施時期「R5～R8」⇒「R5」

2 その他の変更

- (1) 中心市街地活性化基本計画推進本部委員名簿の更新
- (2) 中心市街地活性化協議会の構成員の更新
- (3) 中心市街地活性化協議会の開催状況の更新